# 初等中等教育の動向

2017(平成29)年3月23日 文部科学省3F1特別会議室 天笠 茂(千葉大学特任教授)

# I. 学習指導要領改訂と 初等中等教育の動向

#### 第8期初等中等教育分科会の審議実績

- Oこれからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について
- 〇チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会
- 〇新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の 連携・協働の在り方と今後の推進方策について
- ○幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校の学習 指導要領等の改善及び必要な方策等について
- 〇第2次学校安全の推進に関する計画の策定について

### 学習指導要領改訂のスケジュール

2015(平成27)年度 教育課程企画特別部会等「論点整理」

2016(平成28)年度 ワーキンググループによる審議

「審議まとめ」

中央教育審議会「答申」

学習指導要領等告示(幼・小・中)

2017(平成29)年度「周知・徹底」期間

高等学校学習指導要領告示

2018(平成30)年度 幼稚園本格実施

道徳:検定教科書による授業

2019(平成31)年度 移行措置

2020(平成32)年度 小学校本格実施

2021(平成33)年度 中学校本格実施

2022(平成34)年度 高等学校本格実施

# 学習指導要領等の改善の方向性

- ○資質・能力を基盤とする教育課程: 新しい時代を切り拓(ひら)くに必要な資質・能力を育む
- ○「社会に開かれた教育課程」の理念
- 〇そのために
  - ①学習指導要領等の枠組みの見直し(「学びの地図」)
  - ②「カリキュラム・マネジメント」の実現
  - ③「主体的・対話的で深い学び」の実現(「アクティブ・ラーニング」)

# Ⅱ. 〇〇教育と教科横断

# 教育課程全体で取り組む課題

○言語活動の充実<横串を刺す>

〈国語科が、中心的役割を担いながら他教科等と連携して言語能力の向上を図るとともに、国語科が育成する資質・能力が各教科等において育成する資質・能力の育成にも資することがカリキュラム・マネジメントの観点からも重要である。>

#### 〇現代的な課題

- 環境教育 ・キャリア教育 ・情報教育 ・防災教育
- 食育 ・ESD ・プログラミング教育 など
- 〇特別の教科 道徳

2014(平成26)年10月21日 中教審答申「道徳に係る教育課程の改善等について」(答申)⇒2015(平成27)年3月 学習指導要領一部改正

〇小学校における外国語, 外国語活動

## 高等学校における教科・科目の改訂

(〇)は必履修科目

国語 現代の国語(〇) 言語文化(〇) 論理国語

文学国語 国語表現 古典探究

地理歴史 地理総合(〇) 地理探究

歴史総合(O) 日本史探究 世界史探究

公民 公共(〇) 倫理 政治・経済

数学数学C

外国語 英語コミュニケーション I (○)・Ⅱ・Ⅲ

論理·表現Ⅰ·Ⅱ·Ⅲ

家庭 家庭基礎 〇 家庭総合 〇

情報 情報 Ⅰ(○)・Ⅱ

理数 理数探究基礎 理数探究

総合的な探究の時間(〇)

## スタートカリキュラム

#### 幼児教育と小学校教育の接続

小学校教育においては、生活科を中心としたスタートカリキュラムを学習指導要領に明確に位置付ける。

幼児期に総合的に育まれた資質・能力や、子供たちの成長を、 各教科等の特質に応じた学びにつなげていく。

# Ⅲ. 教育課程をめぐる協働と共有

#### 学校全体での指導と経営参画意識

- ◇教育課程の新しい動向に対応しながら、学校 全体で子供達(たち)の指導に当たる
- ◇授業改善や組織運営など学校の全体的改善
- ◇教職員の経営参画意識を高める
- ◇円滑なコミュニケーションによる風通しの良い 職場環境
- ◇職場の意識変革

#### コミュニティ・スクールへの努力義務

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正>

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校(以下この条において「指定学校」という。)の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び<u>当該運営への必要な支援</u>に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように<u>努めなければならない</u>。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

#### コミュニティ・スクールと教育課程の共有

- <学校運営の方針の承認・教職員人事への意見>
- <学校運営の方針の承認と教育課程>
- <学習指導要領改訂と「社会に開かれた教育課程」>

「地域の人的・物的資源を活用し、社会教育との連携を図り、 学校教育を学校内に閉じずに、目指すところを社会と共有・連 携しながら実現する」(教育課程企画委特別部会「論点整理」)

# IV. アクティブ・ラーニングと カリキュラム・マネジメント

#### 「社会に開かれた教育課程」という理念

- ①社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を 通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介し てその目標を社会と共有していくこと。
- ②これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓(ひら)いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

# 「主体的・対話的で深い学び」の実現 一授業改善の視点一

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。
- ② 子供同士の協働,教職員や地域の人との対話,先哲の考え方を 手掛かりに考えること等を通じ,自己の考えを広げ深める「対話的 な学び」が実現できているか。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

# ICT環境の整備

#### 〇中教審「答申」

- ・学校図書館の充実に加えて、ICTの環境整備を進める必要がある。
- ・学校の生活や学習においても日常的にICTを活用できる環境を整備していくこと、各自治体における環境整備の実態を把握・公表していくことが不可欠である。
- 〇「『デジタル教科書』の位置付けに関する検討会議(最終まとめ)」
  - ・デジタル教科書の導入は、教科書が新たな学びや学習ニーズに 対応していくために重要な意味を持つ。
  - ・我が国の教育水準の維持・向上に重要な役割を果たしてきた教 科書制度に大きな一石を投じるもの。
  - ・紙とデジタルが融合した新たな授業風景や学級経営が生まれ、次期学習指導要領の実施と合わせて、授業研究や指導計画の充実や見直しのきっかけに結びついていくことを期待する。

#### 「答申」が示すカリキュラム・マネジメント

- ①各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
- ②教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
- ③教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。